(4) 金崎地域

地域の将来像

緑と水に囲まれた賑わいあふれる住宅地

1)地域の現況

① 地域全体の土地利用

金崎地域は市街地エリアの西部に位置して おり、中央には(都)官庁街通り線や国道102 号が通っています。また、北部には稲生川が 流れています。

土地利用の割合は、宅地が44.7%となっています。また、防風林が多くあり、公園・緑地は3.0%、市役所をはじめ行政施設が集積しているため、公共・公益施設が15.8%と、どちらも7地域の中で最も多い割合となっています。

表 4-4 土地利用の面積割合

金崎地域 住区面積 構成比 農 田 13.2 ha 4.7 地 畑 21.5 ha 7.7	
	%
地 畑 21.5 ha 7.7	
1 1 1 74 1 2	%
可 山 林 0.5 ha 0.2	%
住	%
未利用地宅地 9.2 ha 3.3	%
	%
地 工業地 4.1 ha 1.5 商業地(2) 7.5 ha 2.7	%
	%
用 非 道 路 42.9 ha 15.4	%
可 住 道路以外の交通用地 0.0 ha 0.0	%
地 公園・緑地 8.3 ha 3.0	%
公共·公益施設用地 44.1 ha 15.8	%
その他 2.2 ha 0.7	%
合 計 279.1 ha 100.0	%

資料: H20 都市計画基礎調査

② 地区ごとの土地利用 (P78 図 4-4-2 参照)

A地区は、全体的に低層住宅が広がり、農地も見られます。

B地区は、小学校と市営住宅が立地しており、その他は低層住宅や農地も見られます。また、国道 102 号沿道は商業施設が見られます。

C地区は、全体的に農地が多く見られますが、西部には低層住宅、国道 102 号 沿道には商業施設や空き施設が見られます。

D地区は、全体として低層住宅が広がっており、国道 102 号沿道には商業施設が立地してます。また、防風林や都市公園が見られ良好な景観となっています。 北西部は農地が見られ、開発行為による宅地化が進んでいますが、未利用の宅地も見られます。(都)官庁街通り線南西部は農地が多く、空き施設も見られます

E地区は、(都)官庁街通り線に公共公益施設や医療機関等が集積しています。 国道 102 号沿道は商業施設が見られ、北側には小学校、その他は主に住宅地として利用されています。

F地区は、北部は中学校と中央公園があり、南部は低層住宅地として利用されています。

③ 主要な施設

・教育施設 : 西小学校、北園小学校、三本木中学校

・文化施設 : 中央公民館、市民図書館

· 行政施設 : 十和田市役所、上北地域県民局、十和田奥入瀬合同庁舎、

JA十和田おいらせ

·都市公園 : 西金崎公園、若葉公園、中央公園

図 4-4-1 金崎地域 位置図

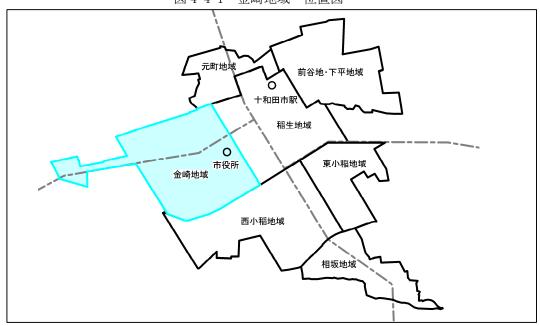
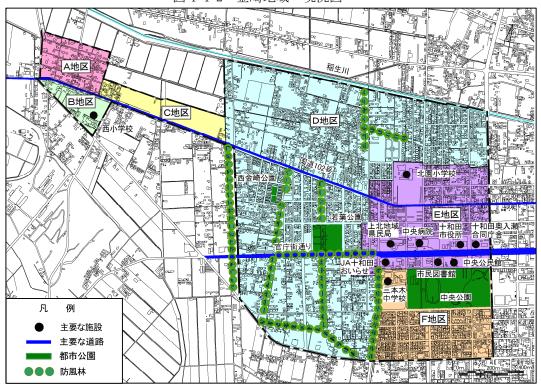


図 4-4-2 金崎地域 現況図



④ 人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成17年から平成21年にかけて大きく減少しており、平成42年には人口減少率が約29%と予想されます。

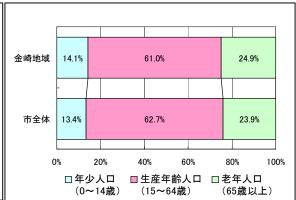
年齢3区分別人口は、市全体と比べて、どの年齢層もほぼ同じ割合となっています。

図 4-4-3 人口・世帯数の推移と予測

図 4-4-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)



資料:住民基本台帳による予測 (コーホート法)

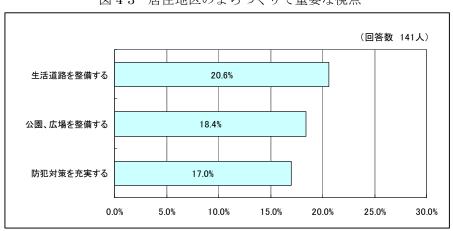


資料:住民基本台帳

⑤ 市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「生活道路の整備」が 20.6%と最も多く、生活基盤の整備が重要と考えられます。また、「公園、広場の整備」が 18.4%、「防犯対策の充実」が 17.0%と、快適で安全なまちづくりが重要視されています。

図 4-3 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料:平成21年度 市民アンケート調査

2) 地域のまちづくりの課題

北部は宅地開発が進展した一方、未利用の宅地も多く見られ、将来人口が減少すると予測されることから、空地や空き家の増加が懸念されます。

西部や北部に残る農地を保全し、無秩序な宅地化を抑制するなど、自然環境に配慮した土地利用が望まれます。

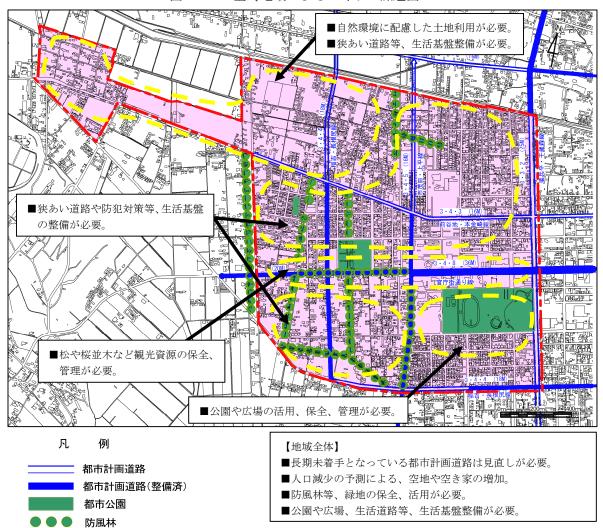


図 4-4-6 金崎地域 まちづくりの課題図

3)地域のまちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推 進します。

緑のネットワークとして、新たな公園整備の検討や、稲生川沿道の緑化等の整備、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

本市の歴史的、景観的資産である防風林については多目的活用を検討し、引き 続き保全に努めます。

人口減少に伴い発生する空地等の適正な維持管理や、緑化を推進します。

A地区

○土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地は良好な田園風景を醸し 出す景観要素として保全します。

○まちづくりの方向性 狭あい道路の解消に努め、農地と共存する豊かな住環境を保全していきます。

② B地区

○土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地の保全を図りながら、 国道 102 号沿道には一定規模の店舗を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用へ の誘導を図ります。

○まちづくりの方向性 小学校に配慮しながら、既存の住宅やまとまった農地を保全します。

③ C地区

○土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、良好な田園風景を醸し出すまとまった 農地を景観要素とし、国道 102 号からは山々が望める良好な眺望空間を有する土 地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

住環境向上のため、狭あい道路等生活道路の整備を推進します。

④ D地区

○土地利用の誘導方針

地区の大部分を低密度住宅ゾーンと位置付け、防風林とともに、緑と住宅が調和した快適な低層住宅街としての土地利用の誘導を図ります。

幹線道路沿道は周辺住民の利便性向上を図るため、一定規模の店舗、事務所の 誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

狭あい道路の解消を推進し、生活道路の利便性や安全性の向上を図ります。 北部のまとまった農地を良好な田園景観要素として保全します。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

(都)官庁街通り線の並木は本市のシンボル的な緑として保全します。

幹線道路沿道には、商業施設の立地を誘導し、後背地の住環境の保全に努めます。

⑤ E地区

○土地利用の誘導方針

国道 102 号沿道の後背地を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗、 事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

国道 102 号沿道を近隣商業ゾーンと位置付け、生活の利便性向上のため、日用品店舗等の誘導を図ります。

(都)官庁街通り線を官庁ゾーンと位置付け、景観に配慮した土地利用への誘導を図ります。

○まちづくりの方向性

国道 102 号沿道は、日用品店舗を誘導し、後背地の住環境の利便性向上を図ります。

(都)官庁街通り線沿道の松や桜並木は観光資源として保全に努めます。

公共公益施設は、高齢化社会に対応したユニバーサルデザインを取り入れた施設への改善を推進します。

⑥ F地区

○土地利用の誘導方針

北部の中央公園をスポーツ・レクリエーション拠点として位置付け、市民の憩いの場や多目的運動施設の場として活用と充実を図ります。

南部を低中密度住宅ゾーンと位置付け、幹線道路沿道には一定規模の店舗等を 許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。また、中央公園と 一体となった良好な住環境の保全に努めます。

○まちづくりの方向性

幹線道路沿道に商業施設を誘導し、良好な住環境の形成に努めます。

日常の憩いの場や避難場所として、拠点となる中央公園を適正に維持管理し、保全します。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

図 4-4-7 金崎地域 まちづくりの方針

